

許可番号 03124007362

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治



許可の年月日 令和 5年 3月 2日
許可の有効年月日 令和12年 3月 1日

1. 事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理（造粒固化）
(1)	汚泥（無機性汚泥に限る。）	○
以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。		

（備考）「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

（1）施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設 置 場 所	鳥取県内の建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番30	
設 置 年 月 日	平成31年2月26日	
処 理 能 力	汚泥	1200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日）

（2）施設の種類：汚泥の造粒固化施設（移動式）

設 置 場 所	鳥取県内の建設工事現場又は解体工事現場内（鳥取市内、岩美町内、若桜町内、智頭町内及び八頭町内を除く排出事業場に限る。）	
施設保管場所	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460番33	
設 置 年 月 日	令和7年5月19日	
処 理 能 力	汚泥	1200m ³ /日（150m ³ /時間×8時間/日）

3. 許可の条件

中間処理に伴う騒音レベルを敷地境界線上で維持管理目標値以下とすること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 3月 3日 更新許可

令和 7年 5月28日 変更届（事業の用に供する施設の廃止及び追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有 ・ 無